広報まき

1967年2月10日
第 22 号
発行　新潟県巻町役場
電話 代表 (2) 3 1 3 1
編集　企画調査課

住民登録人口
(昭和42年1月31日現在)
総人口　27,780人
男 13,353人　女 14,427人
世帯数　5,908

初の移動役場開設

町民の声を町政に反映

地域毎に膝をまじえて懇談

江端町長は町民のナマの声を聞き、新年度予算編成に反映させたいという考えのもとにかねてから懸案であった初の「移動役場」を角田地区と松野尾地区に実施しました。

角田地区は二日午前十時三十分から越前小学校図書室に於いて開設、越前浜、角田浜両区長をはじめ部落役員、部落選出の町会議員農協、消防などの各団体長、部落民約二十人が出席。町当局から江端町長、河村建設課長、野沢経済課長が出席しました。

町長は開会のあいさつで「みなさんのナマの声を聞くことは、有意義な意見がたくさんあると思う。みなさんの声を十分検討して町勢発展のためにできる限り施策に加えていきたい。」と述べました。

建設課長から、所管事業（土木関係）の現況報告と今後の見通しについて、経済課長から農業と観光の所管事業、特に農業については砂丘地農業の振興対策、開拓パイロット事業、農協合併、後継者対策、農業振興協議会育成について、現況報告と今後の見通しについて、説明が行なわれました。

このあと鈴木太兵市越前浜区長の司会で懇談に入りました。

懇談では主に道路整備、砂丘地農業対策、観光地整備などで質問意見が活発に行なわれました。

これに対して町長は、解決できる問題については即答、検討を要する問題については、持ち帰って十分検討の上、できるだけ要望に添えるよう努力することを約束しました。

道路整備とごみ処理を要望　松野尾地区

角田地区に次いで第二回移動役場は、七日午前十時から松野尾公民館で開設しました。

会場には松野尾地区の部落役員、地元町会議員、一般部落民約六十人が出席、町長の到着を待っていました。

町当局からは町長以下各課長が出席する予定でおりましたが、新年度予算編成のため、江端町長と事業課を担当している河村建設課長、野沢経済課長が出席して開かれました。

最初に町長のあいさつが行なわれ続いて、建設課長と経済課長から所管事業について、特に松野尾地区に関係のある点について現況の説明が行なわれました。

このあと中原栄松野尾総代の司会により懇談に入りました。

部落民は移動役場に大きな期待と深い関心を持っており、懇談に入ると道路、農業、衛生、厚生、税金問題など町政全般にわたって質問や意見が活発に行なわれました。

地元からだされた主な要望事項は、日常生活に最も密接な関係のある道路整備、砂丘地農業振興対策、ごみ収集と処理について意見が集中し、終始なごやかに懇談が行なわれました。

町では、実現可能なものについては新年度予算編成に反映させることになっています。

両会場を通じて出席した部落民は「町長さんと膝を寄せて話すことができて、こんなうれしいことはない。我々住民の声をできるだけ町政に反映してもらいたい。」と語っておりました。

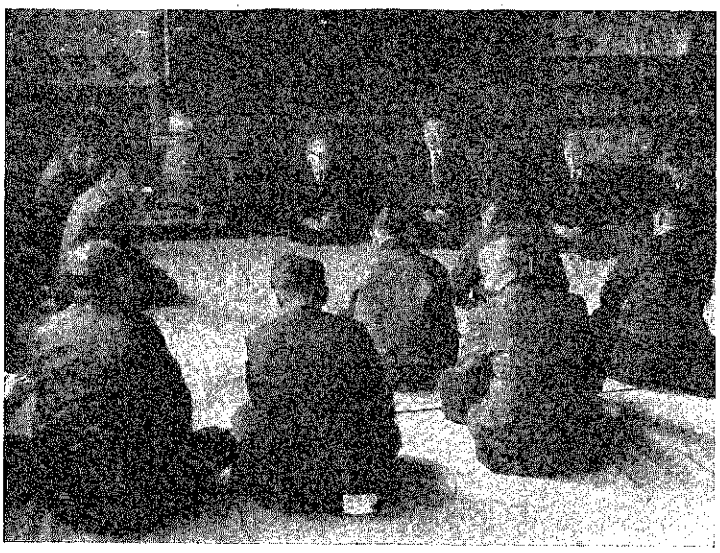

第1回移動役場、越前小学校図書室

所得税、事業税、住民税

申告手続きが一本化

従来、所得税、個人事業税、住民税の各申告書はそれぞれ別個に申告しなければなりませんでしたが、三税が一本化され申告手続きが簡単になりました。

これは二月十六日から始まる申告から適用されます。

申告書提出の簡略化

所得税の確定申告書を提出する納税者は、個人事業税及び住民税の申告書を提出する必要がなくなりました。

所得税の確定申告書の提出義務のある方の申告手続き

個人事業税および住民税確定申告書、裏面の「住民税、事業税に関する事項」欄に必ず記入することになりました。

所得税の確定申告書の提出義務のない方の申告手続き

個人事業税および住民税の申告書をそれぞれ別個に申告しなければなりません。

申告期限　三月十五日まで

所得税、個人事業税、住民税の申告は

二月十六日から三月十五日までですから、期限内に申告してください。

（巻税務署、巻財務事務所、巻町役場）

贈与税の申告は

三月十五日まで

家や土地などの不動産や株券、現金、貴金属といった動産などいわゆる財産を無償でもらった場合には、贈与税の申告をすることになっています。

贈与税は所得税のように、誰でも毎年納税をするというものではないため、一般になじみが薄く、なかには財産をもらっても贈与税がかかることを知らない人がいます。また、もらった財産の評価をどのようにしたらよいのか、わからなかったり、どれくらいの税金がかかるのか、不安をもつ人も多いかと思います。

贈与税は通常もらった財産が四十万円までは課税されません。

また、四十一年からは税法が改正されて、婚姻期間が二十五年以上の夫婦の間で、居住用の不動産または居住用の不動産を買うためのお金が贈与された場合には、四十万円の基礎控除のほかに百六十万円が控除され、二百万円までは税金はかかりません。

財産を無償でもらった方は、二月一日から三月十五日までの間に申告してください。

還付金支払制度改正

税務署で支払い

還付金支払いの促進を図るためと納税者の受領手続きの軽減を図るため、一月一日よりすべての還付金を税務署において支払いすることになりました。

支払い方法は、十万円以上の還付金で、納税者が希望した場合は、金融機関の預金口座へ払い込みする「銀行預金口座振込」の方法によることができます。

十万円未満のものは従来どおり郵便局から受け取っていただきます。

この方法は、来る三月の申告所得税確定申告分についても適用されるので、還付金が十万円以上になった場合、確定申告書裏面下欄へ振込みを希望する「銀行名」「預金の種類」を記載して申告すれば、自動的に還付を受けられることになります。

あたご．保育始まる

節分に大はしゃぎ

完成したばかりのあたご保育園が園児五十八人（四月からは定員九十人）を募集、一月九日より町民みなさん待望の保育を開始しました。同保育園に足を一歩ふみ入れると木の香がプーンと匂い、真新しい遊具、ピアノがそろえられ、新しさがいっぱい。

二月三日は節分、この日あたご保育園でも、園児全員が遊戯場に集まり豆まきの行事が行なわれました。保母さんから節分のお話しを聞いたのち、紙袋を利用して作ってもらった鬼の面をつけ「福は内、鬼は外」のかけ声とともにまかれる豆を拾うのに小さい鬼たちは一生懸命。終って「ボク七つ……ワタシ……五つ」と拾った豆の数を保母さんに報告して大はしゃぎ。

園児たちも入園して一カ月、ようやく落ち着きを見せ、仲よしの友だちもたくさんでき、毎日楽しい園生活を送っている。

町立保育園面接日は

各家庭へ通知

町の各町立保育園の入園申し込み者に対する面接日を、今号に掲載する予定でしたが、今号にまにあわなかったため、入園申し込み者には後ほど役場から各家庭に通知いたします。通知をもらったら忘れずに面接をされるようお願いします。

新年度

町奨学生募集

町教育委員会では、次の規定により新年度奨学生を募集しています。希望者は二月中に在籍学校長を通じて町教育委員会にお申し込みください。

一、奨学金の貸与額

(1)高等学校奨学生

一ケ月千五百円

(2)大学奨学生

イ、家庭通学者一年間二万円

ロ、下宿者一年間四万円

貸与期間はいずれも正規の最短修業期間

二、貸与金の返還方法

貸与期間を終了したのち教育委員会と貸与者の間で返還年数をきめ、年賦、半年賦、月賦などの方法で返還することになります。

「農地報償金の請求期限迫る」

三月三十一日限り

戦後行なわれた農地改革によって国に買収された農地（田・畑）の面積が一アール（一畝歩）以上の者は、給付金の請求をすることができます。該当すると思われる方は早く請求の手続きをしてください。

請求のできる期間は、昭和四十二年三月三十一日限りです。

遺族請求の場合、間際になってからだと手続き上期間内に請求できないことがありますから、早目に請求の手続きをしてください。

（農業委員会）

今月の納税

固定資産税

第 4 期

納期限　2月28日です

巻町農業委員会第四回定期総会

年間農地移動は七九二件
面積八十六万五百二十九平方米

巻町農業委員会は去一月二十三日午前十時から役場で、第四回定期総会を開催しました。

まず、会長のあいさつが行なわれ、そのあと事務局長から一般事務報告、農地部会、農政部会、農業部会の各部会長から下半期に行なった所掌事務報告が行なわれました。

農地部会では、農地の移動状況について、一年間の要計が報告されました。

引続き昭和四十二年度事業計画農業委員選挙人名簿登載申請者の審査について議題に上程され、慎重審議の結果、原案通り承認になりました。

農地部会でまとめた移動状況では、農地法第三条の規定による申請（売買、贈与、交換、賃借権設定）は七百九十二件、面積八十六万五百二十九平方米（八十六町七反五畝二十九歩）このうち、売買は五百九十一件で総件数の七十四・六％、面積は五十一万三千四百十八平方米（五十一町七反五畝十八歩）で、申請された面積の六割を占めています。

昨年一年間の農地の移動状況では、農地法第三条の規定による申請（売買、贈与、交換、賃借権設定）は七百九十二件、面積八十六万五百二十九平方米（八十六町七反五畝二十九歩）で、昨年にくらべ約二倍の農地が転用されています。

しかも、そのうち一般住宅敷地に転用されたものは七十四件、面積で三万四千七百五十五平方米（三町五反七十二歩）ですから、転用された農地の五十％以上を占めているわけです。

したがって、ここ当分の間年々農地の転用が増えつつあるようです。

これは一へクタール前後の農家が、現在動めている職業に重点を置き、休日を利用して耕作できる経営面積に縮小するために農地を手放す農家が、かなりでてきているようです。

砂丘地帯では、新潟市の農家へ売買されている事例が相当あります。これは、新潟市の農家が住宅地や工場敷地などに賃貸して行くので、その代替地として買い求めているようです。そのため土地価格も年々高くなってきているようです。

次に農地法第五条の規定による申請（住宅、工場、倉庫、公共施設などの敷地に転用された農地）は百十二件、転用された面積は六万二千四百二十五平方米（六町二反九畝十二歩）で、昨年にくらべ約一倍の農地が転用されています。

最高百万円までです。

継続賃金とは、災害、疾病などによって負債を生じたときに貸付けられる資金です。

災害の場合は最高三十万円、疾病などの場合は三十万円まで貸付けられます。

返済方法は、均等年賦償還で個人によって違いますが、最高二十四年間に返済すればよいのです。

利子は継続資金が年五分、自農資金が年三分五厘ですから有利な資金制度です。

昭和四十二年度の受付は四月から始まります。申請される方はなるべく早目に三月中でも結構ですから、農業委員会事務局へ手続きしてください。

年間農地移動は七九二件
面積八十六万五百二十九平方米

巻町農業委員会は去一月二十三日午前十時から役場で、第四回定期総会を開催しました。

まず、会長のあいさつが行なわれ、そのあと事務局長から一般事務報告、農地部会、農政部会、農業部会の各部会長から下半期に行なった所掌事務報告が行なわれました。

農地部会では、農地の移動状況について、一年間の要計が報告されました。

引続き昭和四十二年度農業計画農業委員選挙人名簿登載申請者の審査について議題に上程され、慎重審議の結果、原案通り承認になりました。

農地部会でまとめた移動状況では、農地法第三条の規定による申請（売買、贈与、交換、賃借権設定）は七百九十二件、面積八十六万五百二十九平方米（八十六町七反五畝二十九歩）このうち、売買は五百九十一件で総件数の七十四・六％、面積は五十一万三千四百十八平方米（五十一町七反五畝十八歩）で、申請された面積の六割を占めています。

これは一へクタール前後の農家が、現在動めている職業に重点を置き、休日を利用して耕作できる経営面積に縮小するために農地を手放す農家が、かなりでてきているようです。

砂丘地帯では、新潟市の農家へ売買されている事例が相当あります。これは、新潟市の農家が住宅地や工場敷地などに賃貸して行くので、その代替地として買い求めているようです。そのため土地価格も年々高くなってきているようです。

次に農地法第五条の規定による申請（住宅、工場、倉庫、公共施設などの敷地に転用された農地）は百十二件、転用された面積は六万二千四百二十五平方米（六町二反九畝十二歩）で、昨年にくらべ約一倍の農地が転用されています。

しかも、そのうち一般住宅敷地に転用されたものは七十四件、面積で三万四千七百五十五平方米（三町五反七十二歩）ですから、転用された農地の五十％以上を占めているわけです。

したがって、ここ当分の間年々農地の転用が増えつつあるようです。

農地の申請手続に必要な書類

農地を売買や交換をした場合はつき一枚。（登記所または代書人に依頼する。）

(2)譲渡人、譲受人の印鑑及び住民票抄本各一枚（住民票は役場の住民課からもらう。）

(3)贈与の申請をする場合は、兄弟や子供の間柔当二通

(4)買う人が他町村の場合は、地元の農業委員会提出主事の意見書及び耕作反別証明書、本人署約書が必要です。

⊙自分の農地を転用する場合（農地法第四条）

(1)土地の登記簿抄本一通

(2)申請人の印鑑と住民票抄本一通

(3)建物を建てる場合は建物平面図及び配置図各二枚

(4)土地測量図二枚（縮尺六百分一以内）

(5)法人及び団体にあっては、法人登記簿抄本一枚、定款、議事録写、決算書及び当該資金計画書を各二部。

(6)農家が耕平場や堆肥積場など農業用に使用する場合は、基準面積が百ヒ八・三四平方米（六十坪）以内は印鑑のみにて手続きできます。

⊙農地を買って住宅や工場敷地などに転用する場合（農地法第五条）

(1)申請する土地の登記簿抄本一筆

(2)譲渡人と譲受人の印鑑及び、住民票抄本各一通

(3)建物平面図及び配置図各二枚

(4)土地測量図二枚（縮尺六百分一以内）

(5)法人にあっては、法人登記簿抄本一通、定款及び議事録の写決算書を各一部、資金調達に関する証明書一部。

⊙手続きの方法

譲渡人及び譲受人の本人から申請していただきます。その他代理人等による申請は、認められないことになっています。

また申請書の持出しはできないことになっていますから、申請は本人（四条一人、三条、五条の時は二人）が事務局へ右に述べた書類を完備してきて申請してください。

農地法第3条による農地の移動一覧表（1月～12月31日まで）

地区別	交換					売買					贈与					賃借権設定					公売					合計				
	件数	筆数	面積 田	面積 畑	面積 計	件数	筆数	面積 田	面積 畑	面積 計	件数	筆数	面積 田	面積 畑	面積 計	件数	筆数	面積 田	面積 畑	面積 計	件数	筆数	面積 田	面積 畑	面積 計	件数	筆数	面積 田	面積 畑	面積 計
					m²					m²					m²					m²					m²					m²
巻	95	130	102.577	360	102.937	141	202	111.341	4.195	115.536	6	37	22.032	1.150	23.182	1	4	1.527	—	1.527	—	—	—	—	—	243	373	237.477	5.705	243.182
西	26	67	17.844	704	18.548	175	520	133.133	4.399	137.532	9	299	60.499	2.304	62.803	6	16	3.976	—	3.976	2	2	1.517	—	1.517	214	894	216.969	7.407	224.376
潟	2	3	3.441	—	3.441	97	171	86.190	15.559	101.749	8	33	23.387	948	24.335	6	16	5.722	1.785	7.507	—	—	—	—	—	133	245	140.561	18.292	158.853
浜	4	6	2.026	1.467	3.493	85	118	36.118	18.016	54.134	2	4	56	978	1.034	1	4	1.031	1.014	2.045	—	—	—	—	—	92	131	40.646	20.008	60.654
合計	153	234	151.150	2.531	153.681	591	1.232	383.422	129.996	513.418	33	465	110.843	52.057	162.900	13	39	12.256	16.757	29.013	2	2	1.517	—	1.517	792	1.972	659.188	201.341	860.529

農地法第5条の規定によるもの

月別	項目別	普通住宅 件数	普通住宅 筆数	普通住宅 面積	公共施設 件数	公共施設 筆数	公共施設 面積	工場，倉庫，資材置場，その他 件数	工場，倉庫，資材置場，その他 筆数	工場，倉庫，資材置場，その他 面積	計 件数	計 筆数	計 面積
				m²			m²			m²			m²
7	月	1	1	99	—	—	—	4	8	2.687	5	9	2.786
8	月	28	33	21.390	—	—	—	—	—	—	28	33	21.390
9	月	5	6	6.201	—	—	—	6	7	2.031	11	19	8.232
10	月	6	6	903	—	—	—	5	22	5.137	11	28	6.040
11	月	6	3	597	—	—	267	4	4	1.584	8	8	2.448
12	月	3	6	1.066	1	1	—	4	4	887	10	17	1.953
小	計	49	68	30.256	1	1	267	23	45	12.326	73	114	42.849
業	計	74	99	34.755	6	47	10.495	32	69	17.175	112	215	62.425

技能を身につけてよい職に
職業訓練生募集

県内の各職業訓練所では、四月始めから開始される中高年令者（三十五才以上）を主体とした、各種転職訓練生を募集しています。この転職訓練は、中高年令者になると転職が困難になるため、職業訓練所において各種技能を六ヶ月～一年以内という短い期間で取得させ、よい職につかせるという制度です。

最近産業界では、技能労働者の不足がめだっており、このためこの訓練終了後の就職は一〇〇％保障されています。また、一訓練期間中（六ヶ月～一年）の授業料は無料でしかも失業保険受給者、生活保護法の適用を受けている人は、訓練期間中でも失業保険金の給付、生活保護法の適用が受けられます。一般の方々には職業訓練手当（日額六〇円～三八〇円）、技能習得手当（日額一五〇円）および寄宿者には寄宿手当が支給されます。

入所ご希望の方為るいは、失業されている方、転職などで悩んでおられる方は、是非一度巻公共職安定所までご相談においでください。

◎訓練所名および職種。

（）内は修了期間

▼新潟訓練所

建設機械運転工（六ヶ月免許取得）配管工（六ヶ月）電工（七ヶ月三級工事士免許取得）建築大工（一年）製材機械工（一年）ブロック建築工（六ヶ月）自動車整備工（一年）自動車運転手（一ヶ月～五十日）

▼三条訓練所

機械工（一年）溶接工（六ヶ月）仕上げ工（一年）

昭和四十一年分 農業所得標準発表

西蒲原郡内全町村と燕市が一日郡支部に於いて、昭和四十一年農業所得標準を発表しました。

それは普通地、災害地の二本立式は従来とかなり変りました。

村毎に算定していたが、これも農業団体の強い要望で、市町村単位に改められました。

また、ワラは従来副産物収入としてみましたが、本年から除外、明年からは経費からも除外することになりました。

昨年までの水稲課税は、適用反収方式で行なわれてきましたが、農業団体は実収方式を主張してきました。

このため、市町村と税務署では、ことしから農業団体の要望に歩み寄り、普通地と災害地にはっきり分けて二本立で発表しました。

特に災害地は農業共済金支払いの対象となったものを調査査定したものです。

巻町の水稲必要経費も発表されました。

特殊田畑（果樹、桑園、たばこは寸田）と特別経費については次号でお知らせする予定です。

昭和41年分市町村別農業所得標準表

市町村名	水稲（田）の部 収量	単価	収入金額	必要経費計	差引所得	普通畑の部 収入金額	必要経費計	差引所得
弥彦村 災害地	303K	11,551円	56,830円	13,950円	42,880円	21,607円	9,013円	12,594円
岩室村 普通地	492							
岩室村 災害地	340	11,540	58,277	14,307	43,970	20,609	8,767	11,842
巻町 普通地	505							
巻町 災害地	314	11,532	56,391	13,873	42,518	18,912	8,449	10,463
吉田町 普通地	489							
吉田町 災害地	326	11,523	57,384	14,185	43,199	23,416	9,527	13,889
分水町 普通地	498							
分水町 災害地	302	11,546	57,268	14,083	43,185	23,615	9,616	13,999
燕市 普通地	496							
燕市 災害地	350	11,514	58,145	14,184	43,961	26,341	10,807	15,534
中之口村 普通地	505							
中之口村 災害地	394	11,398	57,217	14,113	43,104	24,662	10,059	14,603
月潟村 普通地	502							
月潟村 災害地	330	11,542	58,402	14,351	44,051	25,122	10,365	14,757
潟東村 普通地	506							
潟東村 災害地	388	11,512	56,869	13,954	42,915	22,761	9,259	13,502
味方村 普通地	494							
味方村 災害地	392	11,478	56,012	13,732	42,280	24,516	10,020	14,496
黒埼村 普通地	488							
黒埼村 災害地	316	11,529	57,299	13,997	43,302	26,272	10,795	15,477
西川町 普通地	497							
西川町 災害地	306	11,527	57,058	14,023	43,035	23,061	9,369	13,692

昭和41年産水稲必要経費内訳（単位円）

公租公課	種苗代	肥料代	賃人費	農具費	賃却費	農薬費	その他	合計
1,330	330	3,219	1,931	804	1,716	673	3,870	13,873

雨・風・雪にも負けず 働きながら学ぶ
定時制、通教生百二十一人

夕方五時。夜のとばりがおり始めるころになると、昼間一生懸命会社、工場、商店、家業で働いた定時制通学生が事務服、作業服をかなぐり捨て制服に身を包みカバン片手にそそくと駅に集まってくる。疲れた体にムチ打って、高校生としての一日が始まるのである。今冬は雨、風、雪にも負けず働きながら学んでいる定時制高校生、通信教育生を紹介しよう。

今年も各中学校の卒業式までと四十日余り。豊雪の功なって五ケ年の義務教育を終了する。卒業と同時に実社会に飛び立つ、貴重な若年労働力として社会の一員を構成しようとけなげに切っている人。さらに向学心を燃やし上級学校に進学を決意、入試を目前に控え最後の仕上げ勉強に余念のない人。

この中には家庭の事情、その他の理由で全日制高校入学を強く希望しても進学を断念しなければならない人も多数いる。でも教育の重要性を痛感している人には、働きながら学べる定時制、通信教育の門戸が開放されている。――憲法第二十六条①すべて国民は法律の定めるところによりその能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。――教育機会の均等は憲法で保障されている。だが現実の勤労学生を取りまく社会的条件、環境は必ずしも良くない。

町には現在不眠の斗志と信念で定時制高校生、通信教育生が百二十一人いる。

夕食後テレビを見たり、家族団らんに加われず、学校から帰宅すれば遅い夕食を十時すぎに一人で食べ、明日の予習、復習をして床につくのはいつも深夜。自分の時間がない毎日が続く。ややもすれば挫折しようとする自分の心と斗いつつ職業と学問を同立させている姿を浮きぼりにして見た。後進の指針になれば幸いである。

◇

志津子さんは普通高校に進学したかった。しかし周囲の事情はそれを冷たく拒んだ。中学校時代同級生の多くは高校に進学した。志津子さんは同級生の通学姿を見るたびに、自分だけが取り残されたようなみじめさを感じた。このみじめさを打開するために看護婦の身、果して身勝手な進学を許可してもらえるか、不安だった。

案ずるより生むがやすかった。お願いをすると先生、奥さんは医院運営上のマイナスを覚悟して心よく承知してくれた。その上に物質面の援助も約束してくれるほどだった。

その志津子さんも現在三年生で四月から義務終学の四年生。卒業したら看護婦の免許を取得してこの仕事を続けて行きたいと語ってくれた。

看護婦の道を行く
小杉志津子（巻農高會郷分校三年）看護婦

十六日の豪雪にも出勤
加藤よし子（吉田商高一年）会社員

加藤よし子さんの勤務先は下和泉にある東久保株式会社。この会社では八十三人が働き、ライターが製造されている。よし子さんの受付持ちは事務関係。伝票整理、帳簿の記帳、来客の応待でなかなか多忙である。職場でのよし子さんは持ちまえの明るい性格が同僚上司に好感を与え、可愛がられている。

いったん勤めに出れば、わがまま は許されない。その点よし子さんは自覚していて公私の区別がはっきりしている。しかし試験時期が近くなると、中食休みの時間も貴重な勉強時間になる。

勤務時間は午前八時から午後五時まで。仕事が終ると、すぐに家庭に帰り、カバンを片手に五時五十分の汽車で東中の人となる。どんなに急いで学校に駆けつけても、すでに授業が始っている。汽車時間の関係でしょうがないけど残念とのこと。

吉田商高志望の理由は現在の勤め先に関連している。得意な学科は商業簿記一般。

彼女は非常なガンバリ屋である。一月十六日正午過ぎ、全ての交通機関が途絶された。目的の場所に行くには一面原の道なき道を徒歩で行く以外に方法がなかった。だがよし子さんの表情には微塵も負けなかった。十六日会社に出勤したものは常務一人であった。

会社側でもよし子さんの通学には、いろいろ便利を計り理解の深さをしめしている。

冬でも起床は五時半
樋浦 登良八（吉田商高二年）会社員

冬の早朝は暗く寒さが一段ときびしい。登良八君の起床は一年中五時半に決っている。慣れない時は起床がとてもつらかったがいまではたいして苦痛をともなわない。平均の睡眠時間は六時間ちょっと。完全に睡眠不足であるが若さでカバーして毎日六時十一分の汽車で新潟青果物中央市場の三共青果に通勤している。

中学校卒業後一年間家業の八百屋を手伝っていたが二年目、せりや商売のこつを覚えて自分から両親に相談して、大きな試練を求めるべく現在の職場に勤めている。登良八君は長男であるためかなり全てに積極的な考えを持って行動している。

初めから家庭の事情を察して全日制高校に行くつもりはなかった。吉田商高では英語、珠算が得意でスポーツは卓球部に入って活躍している。

休日には静かにレコードを聞いたり、友達と新潟にボーリングに出かけたり結構わずかのひまを見つけて青春を楽しむことを忘れない現代っ子である。

家業の八百屋をつぐために学校と職業を見事に消化している。

五人目の卒業生めざして
和田三枝子（新潟高校通信教育四年）婦物商

学校名	生徒数 男	女	合計
巻農高校（星稜高校）	30	11	41
巻農業高校	32	21	53
巻農業高校	2	3	5
巻農業高校	3	4	7
巻農業高校	3	0	3
巻農業高校	3	1	4
巻農業高校	1	6	7
巻農業高校	0	1	1
巻農業高校	1	6	7
巻農業高校	0	2	2
巻農業高校	3	2	5
巻農業高校	3	3	6
巻農業高校	1	1	2
巻農業高校	0	6	6
巻農業高校	1	0	1
巻農業高校	0	1	1
巻農業高校	1	0	1
巻農業高校	1	0	1
巻農業高校	1	0

旧勲章年金受給者に一時金支給

旧勲章年金受給者に関する特別措置法が施行され、受給権該当者には、一時金として十万円支給されることになりました。

次の要件に該当される方は、厚生課へ申請してください。

一、受給権者の要件

(1) 昭和二十年十二月三十一日において、旧金鵄勲章年金令による年金を受ける権利を有している者。

すなわち、昭和十五年四月二十八日以前に勲章を叙賜された者。

(2) 昭和三十八年四月一日現在生存している者。

二、一時金の額　十万円

三、権利の受継

一時金を受ける権利を有する者が、昭和三十八年四月二日以後に死亡した場合は、死亡した者の相続人が請求することができます。

四、手続きに必要なもの

氏名、住所、叙賜番号、叙賜年月日、印鑑。（厚生課）

善意の「おむつ」に感謝

寒冷症心身障害者に「善意のおむつを贈る運動」に、婦人会はじめ各種団体および町民各位の心なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいた「おむつ」等は町内に在住する重症心身障害者や生活援護世帯で「おむつ」に困っている人たちにさしあげ、残りは県へ持参いたしました。

交通安全幅町で購入

近年の交通事故の激増にともない、交通事故から子どもたちの身の安全を守るため、毎年新入学児童に対して、巻地区交通安全協会より各学校を通じて交通安全幅が贈られておりましたが、四十二年度より町で購入し、各学校へ現物交付することになりました。

長い間子どもたちを交通事故から守ってくれた巻地区交通安全協会の皆様方に心よりお礼申し上げます。

靖国神社を利用した物品販売に御注意

最近「九段友の会」「忠魂崇敬会本部」「靖国神社写真頒布会」「靖国顕彰会」等の名称で、明治百年、あるいは靖国神社創立百年祭挙賛といつわり、全国各地で書籍、写真、茶、電球、その他物品を販売する者があり、特に春秋例大祭、年末等恒例行事の前に目立っているようですが、これらはいずれも靖国神社とは全く関係ありませんので御注意ください。

保母試験のお知らせ

昭和四十一年度第二回保母試験を次の要領で行ないます。

一、期日

三月二十七日～三月三十日

二、試験場

県立新潟中央高等学校

三、受験手続き

保母試験申請書、戸籍抄本、写真を一括して提出

四、願書の提出期日及び提出先

二月五日～二月二十八日（二十八日の消印あるものは有効）

新潟市学校町一番町　新潟県民生部児童課　保母試験係

五、受験手数料

保母試験申請書に新潟県収入証紙一、〇〇〇円を貼布

なお、保母試験申請書は県へご請求ください。その他詳しいことについては役場厚生課にお問い合せください。

部落めぐり (8) 伏部

角田のふもと

路傍に立っている道しるべ

稲島行きのバスに乗って終点で下車すると、左手に小さな部落が見える。伏部部落である。ちょうど角田山の真下にあり部落の真中を昔の北陸街道が通っている。

この北陸街道は、布目より稲島、伏部、福井を経て岩室、弥彦に通じていた。

明治六年稲島宿場が廃止されてから村人以外に通う人も少なくなった。

いまでも、伏部のむらはづれの路傍に立っている「右ハやひこ」の道しるべは、昔の街道情景をしのばせている。

まず、部落のおいたちについてみてみよう。今から約四百四、五十年前、大彦命の後裔で高志国深江（今の福井）の国造りを勤めた名門に布勢氏という人がいた。この布勢氏の部民を伏部と称した。

その布勢氏の部下が住み部落が栄えたといわれている。

明治二十一年までは伏部村であったが、翌年市町村制実施に伴う町村合併が施行され、稲島村と合併した。

合併の事由は「民戸稀少ノ村落ニシテ合併スルモ殆ト其資力薄弱ノ感アリト雖トモ他ニ合併スル能ハサルヲ以テ其風俗民情ヲ一ニシテ交通ノ宜シキ二ケ村ヲ以テ合併ス」（新潟県町村合併誌より）

このとき稲島村は戸数百十一戸、人口五百七十九人、伏部村戸数二十三戸、人口百四十八人、数十七戸、人口百三人。

であった。

明治三十四年柏田盛文知事によって大合併が行なわれた。十一月一日竹野町村、稲島村、仁箇村、福木岡村の四村が合併して峰岡村となったのである。

この部落は戸数十七戸でそのうち十六戸が農家である。農業といっても経営面積が少ないため、稲作に果樹、林業を結びつけた経営形態である。

耕地は山間に分布しており、竹野町耕地寄りが一部区画整理がなされていた以外は、湿田の未整理地であった。

そこで、農協が事業主体となって、昭和三十四年待望の区画整理を施行した。地形の関係で五アール区画にした。一部の未整理を除いて美田に生まれ変り、耕耘機によって耕やされるようになった。

昭和三十六年稲島までバスが開通し、交通の便がよくなった。

全般的な傾向である出稼ぎも交通の便利がよくなるとともに最近盛んになり、秋が終ると近くの土木工事や工場へ働きにでている。十二月末日現在、世帯数二百十一戸、人口百三人。

巻町　下館市

青年交歓研修会感想文

このたび茨城県下館市の連合青年会より、「巻町・下館市青年交歓研修会感想文」というりっぱな本が送られてきました。この本は昨年十二月茨城県下館市連合青年会が町の連合青年団と交歓研修のため来町した時の感想をまとめたものです。その中から小里浩さんの感想文をご紹介いたします。

下館市からみた巻町

私が青年交歓研修会に参加して強く感じた二点の事がらを記してみたいと思います。

一、結婚問題について

一般に北陸の地においては早婚であるということですが、これはその土地に培かわれた風土の結果であって、結婚そのものに対する態度は真摯なものを感じました。殊に問題の多い嫁と姑との関係は北陸地方においては嫁を貰うという観念ではなしに、娘を貰うという考え方、すなわち「若木のうちに移植する」という考え方が一般的であり、またそのことが、あの北陸において生活の知恵としておかたその実を結んでいると思われるのです。このことは私たちにとって非常に参考になる考え方だと深く感銘して帰って来ました。

二、農業問題について

農業経営については、興農館高校における十年あるいは二十年先のもとに農業後継者を養成するというようなところにも、その積極的な意図が見られ、また実際の段階においても阿賀野川排水機場建設のような大規模な農業に対する事業がなされている点にもその方針の積極性をうかがい知ることができました。

また、農村青年団の活動も地域の文化的向上を押し進めている現状が農休日の問題等についても強く感じられました。

以上のことは巻町一般についていえることであり、その地域の青年たちにも当てはまることと思います。また、私たちにとっても、このような青年達と友人になれたことと、この研修会に参加されて得たことは、大きな収穫としてこれからの私たちの生活に再生されることと思います。

最後の晩は、下館青年会のありかたおよび運営等について夜を徹して話し合いがなされ、私にとってよい勉強になりました。この研修会に参加して、「広く知識を求める」ことの意味が少しではありますが分ったような気がします。

現在、私たちは自己を見失なう程のマスコミの流れの中に生活していて、印刷物、電波等の媒体を通じ居ながらにして遠い地域の様々な事件を知ることができますが、その土地の風土、人情を知るためにはやはり現地の生活を経験してみなければ、その機微に触れることは困難であると思います。その意味においても、この研修会に参加できたということは、私にとって大きな収穫でした。

銃砲、刀剣所持者は必ず登録を受けましょう

銃砲、刀剣類の登録審査会が次のとおり開かれますので、未届、未登録の銃砲、刀剣を所持されている方は当日お忘れなく登録審査を受けてください。

一、日時

二月十七日午前十時～午後三時迄

二、会場

巻町公民館

三、持参するもの

イ、登録を受けようとする銃砲（猟銃、空気銃等）、刀剣（刃渡り十五センチメートル以上の刀剣、やり、なぎなた、および刃渡り五・五センチメートル以上の飛び出しナイフ等）ならびに所轄警察署から交付を受けた「銃砲刀剣発見届出受理証」

ロ、登録手数料（一件につき）四百円

ハ、印鑑

民謡愛好家は耀峰会入会を

民謡の好きな人たちが集って、郷土の民謡を育てようという目的でできた会が耀峰会です。

会長は本間郡一（六区）会員は現在五十三名、稽古は毎週月曜日午後七時三十分から公民館で行なっています。また三味線も毎週水曜日、田畑正祐さんの自宅で教えます。

指導をしてくださる人は、久保田耀峰さん（田畑正祐さんの弟）で現在、東京で民謡の先生をしておられ、たくさんのお弟子さんを持っておられます。

この会はむずかしい規約はなく、民謡の好きな方なら、どなたでも入会できます。会費月二百円。

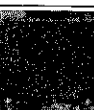

久保田耀峰

民謡は腹の中から声をだすので体の健康保持にもよいそうです。

入会希望者は、会長宛申込んでください。

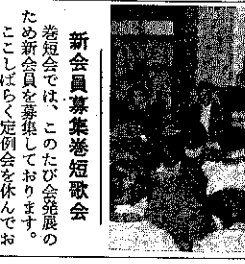

練習に励む耀峰会

新会員募集巻短歌会

巻短会では、このたび会発展のため新会員を募集しております。

ここしばらく定例会を休んでおりましたが、今月より毎月二十日夜七時より巻公民館で開きますので、入会ご希望の方は自作品一首を持参して今月の定例会においでください。

健康のちえ

肝臓を守る五原則

肝臓は人間の体の中で一ばん大きく重く一ばん温度が高い。耐久力も非常に強く、一ばん多方面な仕事をしている器官で、いうなれば人体の東京です。心の中心は大脳ですが、肉体の中心は肝臓ですから、「肝じん要」といわれるわけです。

これほど大切な肝臓を守るのはつぎの五つです。

第一に、バランスのとれた食生活をする。第二、梅毒は確実に治しておきます。第三に、くすりのお手盛りを一切しません。第四に、黄だんになったら少なくとも一年間は医師の指図どおり養生します。第五に、酒は晩酌二合以内ときめます。

以上の五つが肝臓を守る大事な点です。

♀□う□ぶ□ご□えも（一月一日以降届出）

赤ちゃんの名前	住所	生まれた日	お父さんの名
小林　文枝	五区	12・20	兼吉
三島　澄子	十三区	12・23	修作
蔡谷奈緒美	四ッ郷区	12・24	耕児
高杉　尚幸	屋敷区	12・24	忠幸
西村　泉	九区	12・25	文男
久保田尚子	五区	12・30	玉治
桑原　里子	柿島区	1・2	弘雄
本田　和子	松野尾区	1・2	健太郎
樋浦由美子	渇頭	1・3	悦衛
大谷登喜子	稲島	1・4	善一郎
佐藤　陽子	元越前浜	1・5	良雄
笹川　舟戸	一区	1・5	作松
鶴巻　滑人	東町	1・5	清
小池　知子	仁箇	1・7	正樹
土田　正河	井	1・8	喜七
榎本　正之	鷲ノ木	1・8	孝
寺沢　正子	十三区	1・9	太刀男
大橋　智恵仁	箇	1・9	俊三
市橋　久美	五区	1・10	哲夫
小川　匠	松野尾	1・10	勲雄
藤島　弓子	七区	1・10	正美
保川恵理子	五区	1・11	二郎
梨本　守孫	山	1・11	勇
渡辺由紀江	九区	1・12	創一
真田由美子	新保新田	1・13	術雄
近藤　正信	一区	1・13	貴嗣
斎藤　道賢	角田浜	1・14	久佐久
袖山　良子	東六区	1・15	勝良
川村　恵理	鷲ノ木	1・15	裕
梨本　清孫	山	1・15	国平
小林　陸七	区	1・15	勲
斎藤　裕行	一区	1・16	福十
古井　広樹	越前浜	1・17	直吉
後藤真裕美	二区	1・17	惣一郎
山本　千鶴	一区	1・18	政春
		1・19	清六

○おくやみ●（一月中）

名前	死んだ日	年令	住所
中野　ヒデ	12・31	74	八区
堀　スメ	12・31	71	二区
石高　スミ	1・1	69	六区
山川オシカ	1・2	64	越前浜
田中　清作	1・4	65	十三区
秦原　熊一	1・4	70	福井
早見　義孝	1・4	58	越前浜
亀山　ヒロ	1・5	73	漆山
秋山　ヒロ	1・5	86	三区
相模　藤市	1・6	82	漆山
笛木　又平	1・10	83	七区
村山　卯右衛門	1・11	75	三区
石田　ハナ	1・11	59	下木島
雨木市太郎	1・11	84	堀山新田
堀内　作治	1・12	67	竹野町
石田　トシ	1・14	60	七区
阿部　長一	1・15	85	五箇浜
斎藤　道賢	1・15	85	五箇浜
渡辺　繁平	1・20	69	四ッ郷
石山与一郎	1・23	77	十区
石田　三右ヱ門	1・25	63	角田浜
伊藤藤吉郎	1・27	69	馬堀
伊藤　森吉	1・27	77	漆山
長谷川トワ	1・30	85	角田浜
長沼　卓	十区	1・19	字
櫛口　泰治	河井	1・20	蓉一
小林　満仁	五区	1・22	満
小野　尚紀	七区	1・24	吉郎

2月19日（第三日曜日）は家庭の日です。